

# 総合治水条例

---

開発行為に伴う届出の手引き  
重要調整池設置に係る手続きについて

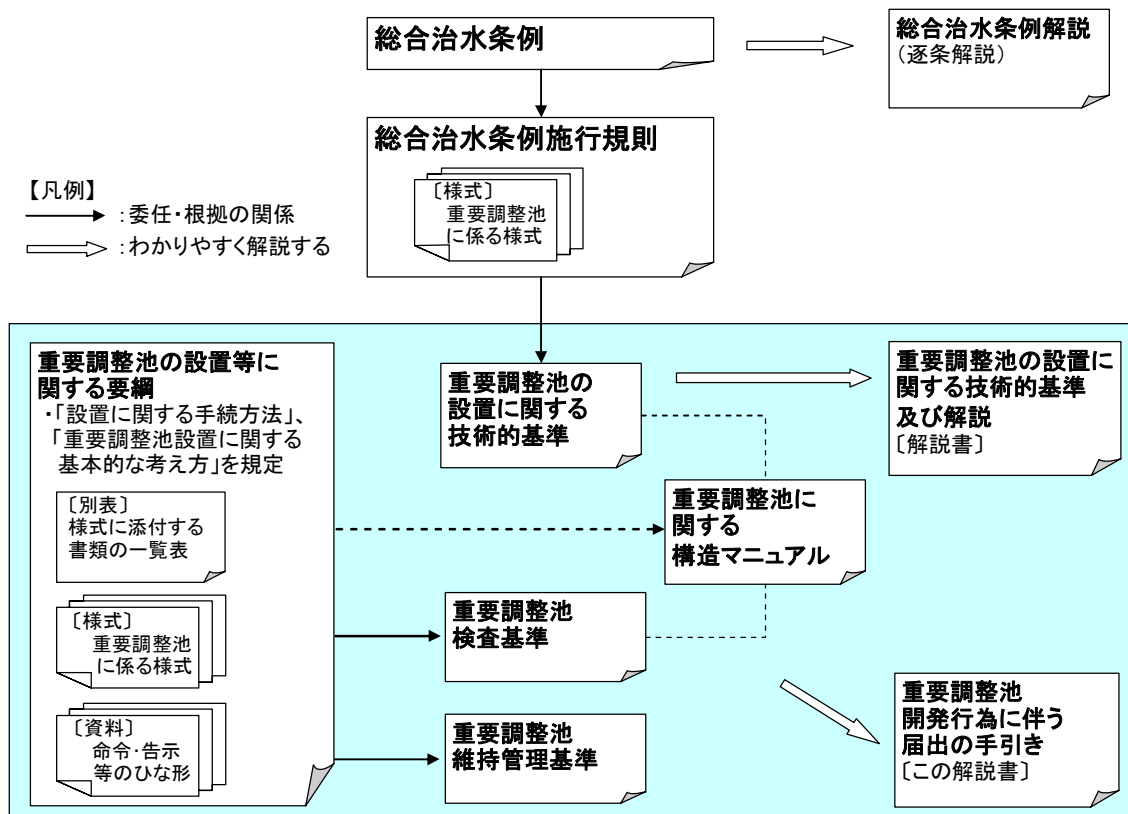


兵庫県

# 1. 総合治水条例及び技術的基準等の関係について

## ○総合治水条例、施行規則、技術的基準等の関係について

- ・総合治水条例に規定する重要調整池の設置等について関連する要綱や基準、解説書などは、次のとおりです。



# 2. 開発行為の届出（重要調整池の設置）

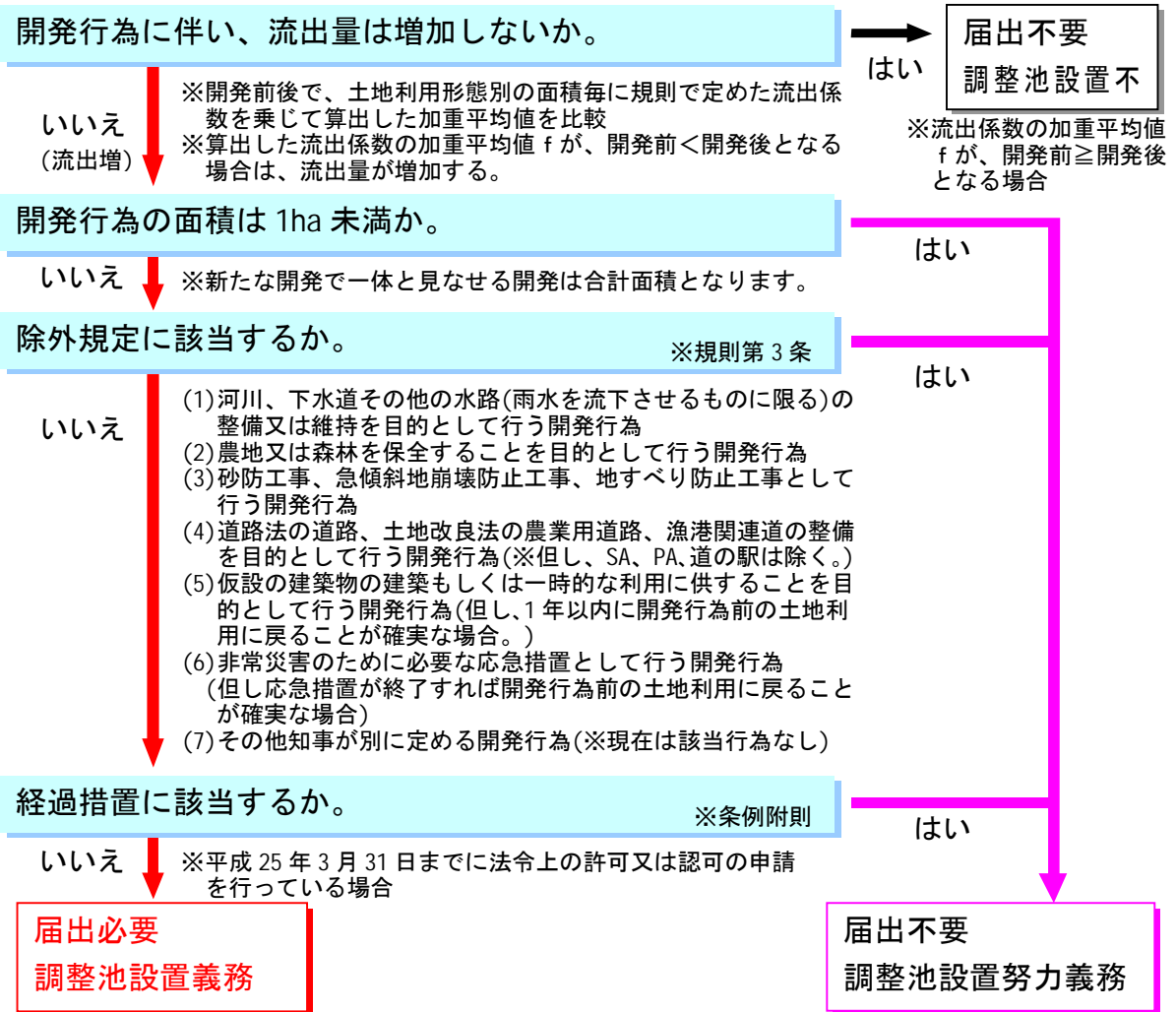
## ○土地の形質を変更する開発行為を行う場合

- ・土地の形質を変更する行為(以下、「開発行為」という。)を行おうとする開発者は、当該開発行為に伴って雨水の流出量が増加する場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池を設置するよう努めなければなりません。(条例第10条)
- ・このうち、規模が1ha以上の開発となる場合、開発者は県への届出が必要となり、知事が定める技術的基準に適合する重要調整池を設置する義務が課せられます。(条例第11条)

## ○届出の判断について

- ・流出係数が増加する1ha以上の開発行為は、一部の場合を除き、あらかじめ届出が必要になりますので、次の届出の判断フローで届出が必要か判断して下さい。

〔届出の判断フロー〕



○土地利用形態別の流出係数について

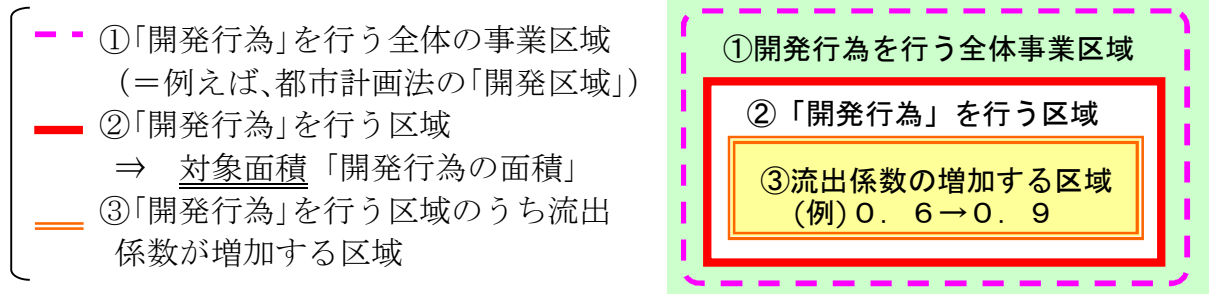
・総合治水条例施行規則第 2 条第 2 項の別表に示している土地利用形態別の流出係数について、土地利用形態の参考例を下記に示しています。

別表(第 2 条関係)

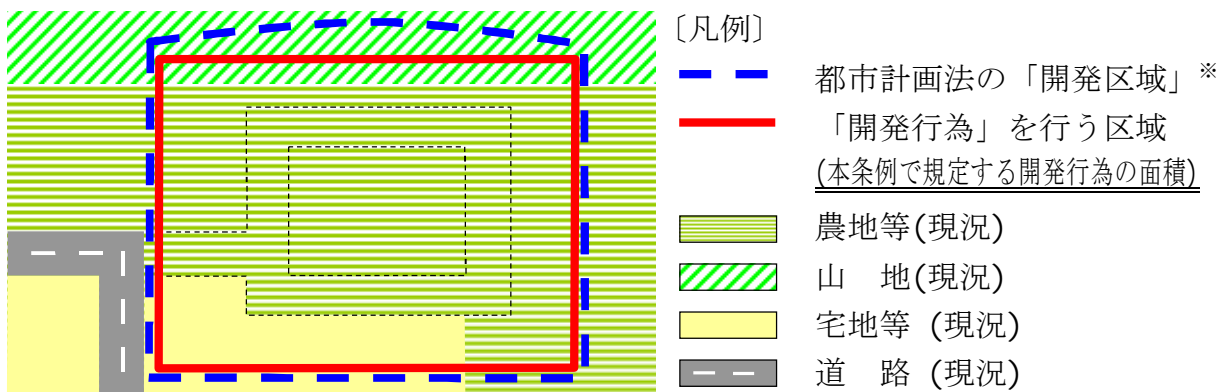
土地	係数	土地利用の参考例
1 宅地その他の樹林地又は草地でない土地(5 及び 6 の土地を除く。)	0.9	宅地、市街地、工業団地、駐車場、裸地 等
2 ゴルフ場その他の草地であって、平らでない土地(5 及び 6 の土地を除く。)	0.8	ゴルフ場、放牧場、採草地、主に草本で緑化された人工法面 等
3 山林その他の樹林地であって、平らでない土地(5 及び 6 の土地を除く。)	0.7	山地、森林、丘陵地 等
4 原野その他の樹林地又は草地であって、平らな土地(5 及び 6 の土地を除く。)	0.6	原野(未利用草地)、樹林地(平地)、畑 等
5 河川その他の水を流出させるための利用に供されている土地(6 の土地を除く。)	1.0	河川、水路、調整池 等
6 池沼、水田その他の雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する効果のある用に供されている土地	0.7	池沼、水田、ため池 等

## ○総合治水条例で規定する「開発行為」の対象面積

- ・「開発行為」を行う区域の面積とは、流出係数の増加する③の区域を含む②の区域の面積であり、例えば切土、盛土など土地の形の変更や森林の伐採、水田の宅地化など土地利用を変更する面積をいうものとします。



(参考) 都市計画法の適用されるエリアでの例



### (留意点)

都市計画法第4条第12項における「開発行為」とは、「主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」のことであり、「総合治水条例」で規定する「開発行為」は「土地の形質を変更する行為」としており、建築物の建築等の用に供されることを要件とはしていません。

本条例の「開発行為」の面積算定においては、\*都市計画法第4条第13項に規定される「開発区域」の面積と混同しないよう十分留意する必要があります。

## ○「開発行為」を行う区域の面積の考え方

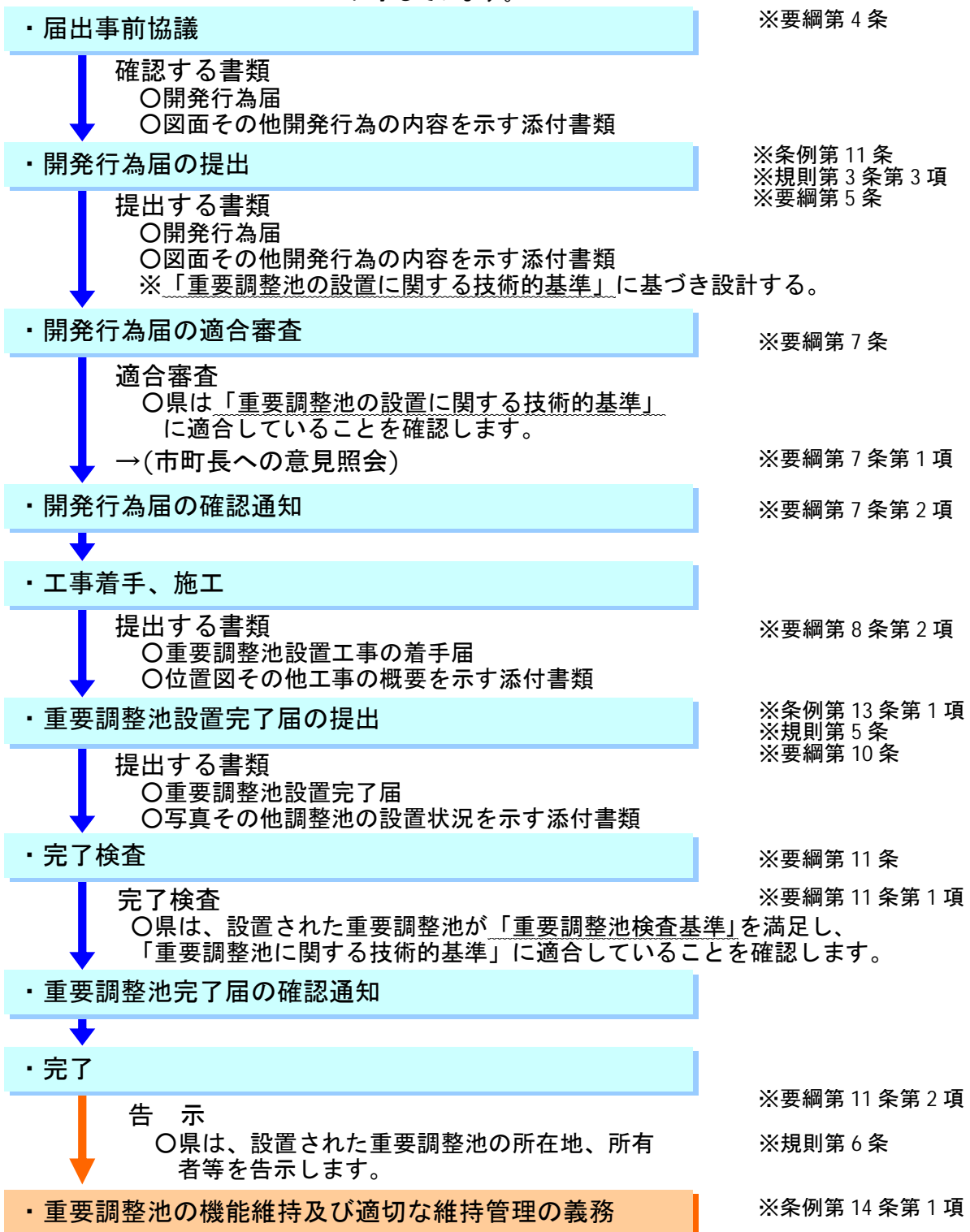
- ・一連の開発として計画されている「開発行為」については、その区域全体の「開発面積」を対象としますので、各々の開発行為が1ha未満である場合や区域を分割して工事を行う場合でも、一連の開発として計画がなされておれば、その計画している区域全体の「開発行為」を行う面積で判断をすることになります。
- ・宅地造成や公的施設の設置に合わせ、計画区域内に「道路」が新設される場合、当該開発行為の目的は「道路」を含んだ「宅地」、「施設」の整備であるため、当該開発行為に含まれる「道路」部分も「開発行為」としての対象面積となります。
- ・サービスエリア、パーキングエリアや道の駅の設置については、道路区域(法令上「道路の付属施設」として道路に含まれる駐車場等)と利便施設、地域振興施設等と一体として整備され、開発者は複数となりますが、一連の開発とみなされるため、一つの開発行為として判断します。

### ○開発行為を複数の開発者が行う場合

- ・複数の開発者が、同じ目的の開発行為を共同して行う場合については、開発者は連名で届出を行って頂くこととなります。

## 3. 届出に係る手続きの流れ（重要調整池の設置）

○届出に係る手続きフロー ※必要な手続きは、「開発に伴う重要調整池の設置に関する要綱」に示しています。



○開発行為届の内容に変更がある場合(要綱第6条)

- ・土地利用計画の変更などにより、開発行為届及び添付書類の内容に変更がある場合には、変更の届出が必要となりますので、変更手続きを行うようにして下さい。

○開発者が調整池を設置しない場合(条例第11条第1項)

- ・重要調整池の設置が必要な開発行為において、重要調整池の設置を行わない開発者に対しては、重要調整池の設置を行うよう命令を行うことがあります。

○開発者が設置する調整池が、技術的基準に適合しない場合(条例第11条第2項)

- ・開発者の設置する調整池が、技術的基準に適合しないと認められる場合には、必要な措置を講じるよう命令を行うことがあります。

## 4. 重要調整池の維持管理等について

○重要調整池の維持管理(条例第14条)

- ・重要調整池の所有者等には、その重要調整池の機能を維持し、適切な管理を行う義務が課せられます。

なお、維持管理にあたっては、「重要調整池維持管理基準」に基づき作成した管理計画書をもとに、重要調整池の管理者等が行うこととなります。

- ・また、下記のケースに該当する場合、重要調整池の所有者等は、必要な手続きを行わなければなりません。

手続きの必要なケース	必要な手続き	手続きを行う者
・重要調整池の機能が失われた場合	・重要調整池機能喪失届の提出	・重要調整池の所有者等
・重要調整池の所有者等が変更した場合	・重要調整池所有者等変更届の提出	・新たに重要調整池の所有者等となった者

○重要調整池の機能を維持するための適切な管理を怠った場合(条例第15条)

- ・重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講じるよう命令を行うことがあります。

○重要調整池の所有者の義務の免除について(条例第16条、要綱第13条)

- ・浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、重要調整池の維持管理義務を免除することができます。

なお、義務の免除を行う場合には、告示を行います。

## 5. 立入検査について

### ○立入検査(条例第 55 条)

- ・ 県は、重要調整池の設置にかかる届出内容が技術的基準に適合することを確認することや、適正な維持管理が行われていることを確認するため、必要な限度において、立入検査や質問を行うことができます。

## 6. 罰則について

### ○次の場合には、罰則が科せられます。

- ・ 知事が設置命令を行ったにもかかわらず、届出を行った開発者が、調整池を設置しない場合
- ・ 設置する調整池が技術的基準に適合せず、知事が是正命令をしたにもかかわらず是正措置を行わない場合
- ・ 設置した重要調整池について、所有者等が適正な維持管理を怠り、知事が必要な措置を講じるよう命令したにもかかわらず、必要な措置を講じない場合  
⇒ **1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金** (条例第 58 条)
- ・ 虚偽の届出をした場合や立入検査に際して検査職員の質問に対して虚偽の陳述をした場合  
⇒ **30 万円以下の罰金** (条例第 59 条)
- ・ 開発行為の届出をしない場合や、立入検査を拒否、妨害、忌避し、検査職員の質問に対して陳述をしない場合  
⇒ **20 万円以下の罰金** (条例第 60 条)

## 7. その他

### ○施行期日

条例の施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日です。

なお、法令上の認可、許可申請済みの開発行為については、経過措置があります。

(条例附則)

## 8. 問い合わせ先、届出等の提出窓口

### ○兵庫県庁

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 電話 078-362-9261 (直通)

兵庫県 土木部 総合治水課 施設班 (維持担当)

### ○各県民局

事務所	所在地、連絡先等	所管区域
神戸県民センター 神戸土木事務所 管理課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5 078-737-2148	神戸市
阪神南県民センター 西宮土木事務所 管理第2課	〒662-0854 西宮市櫛塚町 2-28 0798-39-6121	尼崎市、西宮市、芦屋市 (尼崎港管理事務所の所管区域を除く)
阪神南県民センター 尼崎港管理事務所 業務管理課	〒660-0083 尼崎市道意町 7-21 06-6412-1361	尼崎市 (国道2号以南の区域)、 西宮市 (国道43号以南の区域)、 芦屋市 (国道43号以南の区域)
阪神北県民局 宝塚土木事務所 管理第2課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 0797-83-3203	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 管理第2課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 079-421-9621	明石市、加古川市、高砂市、稲 美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 管理課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 0795-42-6935	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 管理第2課	〒670-0947 姫路市北条 1-98 079-281-9459	姫路市 (姫路港管理事務所の所 管区域を除く)、市川町、福崎町、 神河町
中播磨県民センター 姫路港管理事務所 業務管理課	〒672-8063 姫路市飾磨区須加 294 079-235-1895	姫路市 (港湾及び海岸に係る区 域、旧家島町の区域)
西播磨県民局 光都土木事務所 管理課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 0791-58-2233	相生市、赤穂市、上郡町、 佐用町
西播磨県民局 龍野土木事務所 管理課	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1311-3 0791-63-5206	たつの市、宍粟市、太子町
但馬県民局 豊岡土木事務所 管理課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 0796-26-3741	豊岡市
但馬県民局 新温泉土木事務所 管理課	〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋 522-4 0796-82-5680	新温泉町、香美町
但馬県民局 養父土木事務所 管理課	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320 079-662-2172	養父市、朝来市
丹波県民局 丹波土木事務所 管理課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 0795-73-3834	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 管理第2課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 0799-26-3228	洲本市、淡路市、南あわじ市